

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23252005

研究課題名(和文) 少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究

研究課題名(英文) International Comparative Study on Social welfare system in the era of super aging societies

研究代表者

手嶋 豊 (Tejima, Yutaka)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90197781

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 22,800,000円

研究成果の概要(和文)：高度高齢化社会が進行する先進国では、高齢者福祉を政府等が一元的に管理する方法から、利用者に多様な選択肢を提供する「ニーズ対応」型福祉システムへの移行が行われつつある。

本研究ではこのシステムの中長期的な質向上と持続的発展を目指し、多方面の専門領域から国際比較研究を行った。その結果、福祉分野では当事者の自己決定能力に疑問があり画一的な能力の存在を前提とするのは不適切であるが、福祉の自己決定の要因はその制度の導入経緯が影響し一国内部でも多様性があること、福祉システムの運用は一国で完結する状況でなくなっており、福祉における文化比較は制度構築でこれまで以上に重要なことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：While most advanced countries are becoming super-aged societies, many governments are trying to change their social welfare structure of aged people from the universal service systems that are administered by governments to those sensitive the specific needs of the users by taking into account of the choice of the users. We conducted research in order to seek for the ways to improve the quality of welfare service and make the welfare system sustainable. Followings are the outcomes.(1)As the capability for self-determination varies significantly among elder people, it is not proper to assume that every elder people has universal capacity.(2)The features of social welfare are heavily influenced by its structural history, and differ from country to country or even inside country.(3) The functions and circulations of social welfare services does not completed within one country. Therefore, to compare cultural differences among countries is getting more important for researchers.

研究分野：医事法、民法

キーワード：福祉政策 少子高齢化 市民参加 医事法 NPO

1. 研究開始当初の背景

先進諸国(日本を含む)ではその大半が少子高齢化時代を急速に迎えており、医療・年金・介護等の高齢者福祉の諸分野において、福祉の多様な選択肢を提供する「ニーズ対応」型福祉システム構築への諸改革が行われてきている。この改革では、福祉を一元的に管理してきた国・自治体等に代わって、NPOや企業等、市民に幅広い選択や参加・決定の機会を提供する「市民参加」型組織の役割が飛躍的に増大しつつある。こうしたニーズ対応型福祉については、経済学・政治経済学からの研究が行われてきたところ、それらは福祉システムの動態を福祉財政というマクロな経済合理性の観点のみから、また福祉システムの安定性についても福祉財政の均衡という観点から、いずれも肯定的に評価していたが、福祉システムを取り巻く状況は大きく変化しつつあって、その中長期的な質向上と持続的発展を目指して検討することが不可欠となってきた。

2. 研究の目的

本研究は、少子高齢化が進む先進諸国の高齢者福祉をめぐる議論と政策に関して、総合的な国際比較研究を行おうというものであり、その際、先進諸国の高齢者福祉システムの特徴を、「ニーズ対応・市民参加」型福祉と捉え、その中長期的な質向上と持続的発展に資する総合的な展望を示すことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、各研究分担者にそれぞれの専門領域である法学・政治学を背景として責任担当分野と参照する地域を配分して、高齢者福祉の課題を抽出して分析すること、ゲーム理論・合理的選択論やリベラル平等主義などの近年の多種多様な福祉理論の先行研究を、福祉領域への展開の歴史を主軸として、

批判的検討を行うこと、日米欧の高齢者福祉の主要分野において生じていると解される、ニーズ対応・市民参加型福祉改革の要因や特色と限界を明らかにすること、高齢化が進む先進諸国で近年、論じられることが多くなっている市民の自己決定をめぐる諸問題を分析し、その課題と解決策を模索すること、各国での福祉システムの安定性を高めるための政策的対応の比較・検討を行うこと、を基本的方法として分析を進めた。

4. 研究成果

本研究では、上記に示した方法に依拠してこれを行い、以下(1)~(5)に示す全体的知見が得られたほか、各研究参加者の研究成果としても(6)に示す結果・知見が得られた。

(1)福祉における自己決定の法的・倫理的問題及び特質、その対応策等について、福祉と医療との比較等からも示唆されるが、高齢者は、福祉サービスの選択主体としては、その自己決定能力の個人差が極めて大きく、自己決定の独立した主体としては、画一的・均質的な能力の存在を前提とする従来からの福祉理論に単純に当てはめることは不十分・不適切であり、現在の通説的な理解と異なり、再検討が必要であることが明らかになった。もっとも、福祉に関する合理的自己決定の可能性は、選択対象としての福祉システムの差異、特に各国の福祉システムの歴史的・制度的差異が大きな役割を演じており(高度高齢化が急激に進む日本で、患者の権利意識はなお拡大の途上といった段階で、パターンリスティックな専門家の対応の歴史が長く、自己決定の理念の受け入れも高齢者には必ずしも十分浸透してきていないこと、医療と介護の境界が最近まで截然と存在していた経緯等の事情等)こうした経路依存性の解明がとりわけ重要である。従来の高齢者の自己決定能力の低下を補完するための諸政策は、医療・年金・介護という三分野がそれぞれ個別・断

片的に行われてきたが、近年はこれらの分野を分断せず相互連携する形でつなげ、政策の効率化を進める必要性が指摘された。なおこれについての日本の動きは、法改正として結実していることに注目すべきである。

(2)福祉システムの内部には近年、多様な外国人参入が進展しつつあるが、高齢者福祉の場面においては関係当事者に変化が生じていることと、文化的多様性に起因する自己決定能力の多様性にも関心が深まっており、各種福祉サービスの担い手としての外国人労働者を積極的に活用するために、外国の福祉に関する技能と日本のそれとを架橋する転換教育システムを構築する必要性が高まりつつあるという知見が得られた。しかしながら、福祉サービスに用いられる多様な科学技術の開発や、福祉サービスに用いられる知識・ノウハウの伝達という局面では、市民参加の拡大はなお限定的な状況で、国や自治体等の公的セクターの役割が依然として大きい。こうした現実認識の確認と共有は、下記(3)と相まって、今後の制度提案・設計の基礎作業となるものである。

(3)福祉システムの持続可能性をめぐる諸問題は、ニーズ対応型・市民参加型福祉改革を比較的早期に推進した諸国で近時深刻な問題となりつつあるが、そうした問題への対応は、諸国においてそれぞれの経緯があって差異がある一方、同一国内の地域レベルでも多様なものがある。

(4)以上の事実認識と検討を通じ、福祉システムを再編する過程においては、法制度という強制的契機を内在した手段を採用することによりも、非制度的な政策を用いた緩やかな誘導の方が長期的に見て有効な手段であると認識されつつある。しかしながら同時に、こうした非制度的政策に関して、その濫用を防ぐための公的規制の必要性はなお残っており、その精緻化が望まれること等の知見、及び、ニーズ対応・市民参加型福祉システム

の進展・拡大の歴史検討及び現状の分析を通じて、こうした再編作業もいまだ各国でも萌芽的に論じられる段階にとどまっていて、国家間・一国内の各地域において多様な政策的差異がみられる。その結果、日本でこのようなシステムを完全に定着させることができるかどうかは、諸外国の多様な法制度の移植を検討するにとどまらず、それらを支える福祉人材や福祉を効率的かつ有効なものとして伝える知識の伝播が極めて重要な課題であることが明確になった。そのためには、諸外国に存在するが日本ではまだ十分に組み込まれていない具体的制度の紹介検討も、今後なお必要である。

(5)高齢者をめぐる福祉システムの議論は、現実の事情の深刻化により、伝統的方法が追いついていない部分が多分にあり、これに対する理論化もなお変動の途上で、各国の対応も手探りに近いものがあるが、日本の状況を確認することができた。

(6)さらに、こうした本研究の全体的成果を踏まえた上で、各研究参加者の行った個別研究の概要と成果を提示したい。まず研究代表者の研究では、高齢者を取り巻く医事法上の諸課題、特に高齢者になるまでの健康維持管理に関する日本法の特異性(健康増進法のもつ社会的・法的意義)「医事法」内部の問題としての高齢者の定義を含め、十分な議論を経ずに当然の形で検討されてきている点、また、医事法上の問題が実は福祉と連携している問題で、それらの問題解決のために法律実務家も役割を果たせる可能性があり外国にはその例が既に存在していること(法による公衆衛生の拡大・増進のための方法としての医療と法の協働関係、Medical-Legal-Partnership, MLP)を指摘・紹介し、医療と介護の境界が低くなっていること、医事法のあり方に影響を及ぼす可能性があることという知見が得られた。また、憲法専攻の2名の分担者は、ドイツについて社

会国家原理をめぐる近年の動き、英米法における福祉システム・日本における生存権論の動向とそれに触発されて憲法 14 条についての考察を行った。労働法専攻の分担者は、諸外国で年齢差別や障害者差別を禁止する動きが広がっていることをふまえ、年齢差別禁止の中核的部分が年齢により能力低下が生じるというステレオタイプを違法とすることにあり、定年制等を例外とすることも考えられること、障害者差別禁止についても、一定割合の障害者を雇うことを企業に義務づける日本の雇用率制度には雇用促進効果が認められること等を国際学会等で報告した。社会主義国法専攻の分担者は、ソ連解体に前後する労働法制の変動に注目して検討を加えた。家族法専攻の分担者は、高齢者福祉の主要分野である介護と近時の福祉関連諸制度の法改正に着目し、家族内における介護労働の在り方やその問題点と密接に関わる相続法上の諸問題について検討し基本的文献の複数に執筆を行った。政治学専攻の分担者はベーシックインカム論の意義と限界につき多文化主義との比較研究を行い、ベーシックインカムが労働市場への経済的効果の観点だけから見ても必ずしも外国人に有利とは言えず、匿名性を特色とする外国人に対する政府の過剰な干渉可能性等の難点についての知見を得た。行政学・政治過程論専攻の分担者の研究からは、ニーズ対応型・市民参加型福祉は日本では移行の動きはあまり強いとはいえないのに対して市民参加型への転換は進みつつあるが、行政主導であるという特徴が見られ、政党政治がこうした福祉政策の新しい動向の規定要因として重要であることを結論づけた。西洋政治史の研究分担者は、旧来の福祉システムのあり方の経路依存性を明らかにすべく、戦後ドイツにおける福祉システムの歴史的展開についての研究を進めた。以上のような研究成果のうち、たとえば研究代表者の MLP に関する論文につ

いては、それを機縁として法律実務家に日本でも同様な仕組みを構築するための連携が可能かどうか模索する動きが始まっていると仄聞しており、徐々に本研究の社会への還元が進んでいると理解している。

(7)本研究の遂行において海外出張を多数回実施したほか、神戸大学においてオランダ(イギリス)・デンマーク・ニュージーランド・アメリカの研究者を招聘して国際ワークショップを開催し、内外の研究者との間に緊密なネットワークを構築することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 48 件)

1)赤坂正浩「職業遂行の自由と営業の自由」立教法学 91 巻 1-24 頁(2015 年)

2)手嶋豊、「医療に対する法の関与と助力の一側面」、法政策学の試み、15 巻 17-37 頁(2014 年)、査読無。

3)櫻庭涼子「高齢者雇用をめぐる法政策」日本労働法学会誌 124 号 46-54 頁(2014 年)、査読無

4)浦野由紀子「うつ病・認知症に罹患した高齢男性を遺言者とする公正証書遺言の効力」私法判例リマークス No.49 (2014 年) 70 73 頁、査読無

5)櫻庭涼子「年齢差別禁止と定年制 EU 法・英国法の展開を手がかりに」日本労働研究雑誌 643 号 31-40 頁(2014 年)、査読無

6)品田裕、曾我謙悟、建林正彦、「全国都道府県議会議員調査 調査結果報告」、『神戸法学雑誌』62 巻 3/4 号、2013 年、57-98 頁) 査読無。

7)Yutaka Tejima, Legal Framework for Healthy Aging in Japan: The National Health Promotion Act and Beyond, Kobe Law Review, 47, 2013, pp129-136.、査読無

8)Ryoko Sakuraba, 'Effectiveness of Labour Law and the Role of Labour Inspection in Japan' Kobe University

Law Review No.47, pp.35-50, 2013 年、査読無

9)安井宏樹、「ドイツにおける『小連立』政権の運営：小政党の影響力とその限界」『神戸法学年報』27号、2012年、1-23頁、査読無

10)渋谷謙次郎、「パシュカーニス法理論と再検討：『法の一般理論とマルクス主義』をめぐって(一)(二・完)」、『神戸法学雑誌』62巻1/2号、2012年、59-131頁、3/4号、2013年、1-55頁、査読無

11)曾我謙悟「官僚制と民主制：数理モデルと計量分析による多数国比較を通じて」、日本比較政治学会編『日本比較政治学会年報第』14号、2012年、58-88頁、査読無

12)Yasui, H. 'Divided government and legislation process in Germany', University of Tokyo Journal of Law and Politics 9: pp7-23. 2012年.査読無

〔学会発表〕(計23件)

1)手嶋豊、鈴木利廣「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』に含まれる諸問題」日本医事法学会ランチオンセッション、2014年11月30日、中央大学(東京都)

2)Fumio Iida, "The Future of Liberal Multiculturalism: A Japanese perspective", Major International Issues in the 21st Century :From Perspective of Japan and Europe, Institute of International Politics and Economics(Belgrade, Serbia), 2014.9.15

3)Fumio Iida, "Can Exit Right Save Vulnerable Children?", Manchester Center for Political Theory Workshop, University of Manchester, UK,2014.9.9

4)櫻庭涼子「諸外国の高齢者雇用に関する法政策」、日本労働法学会、2014年5月25日、大阪大学(大阪府)

5)渋谷謙次郎「日本の法文化論争とロシア法

文化論」(ロシア語)モスクワ大学憲法・地方自治法講座学術会議「憲法と日露法文化」、招待講演、2013年9月24日、モスクワ大学(ロシア)

6)Fumio Iida, "Are Exit Rights Compatible with the Moral Value of Family?" 2013 Annual Meeting of the American Political Science Association, 2013.8.31, Chicago Hilton, USA.

7)Ryoko Sakuraba, Job Security and the Duty to Pay Wages in times of Financial Crises or Disasters, 6th Dutch-Japanese Law Symposium ライデン(オランダ)2013年8月26日(招待講演)

8)櫻庭涼子「年齢差別禁止と定年制—EU法・英国法の展開を手がかりに」、労使関係研究会議、慶應義塾大学三田キャンパス(東京都)2013年6月16日

9)曾我謙悟、「アカウントビリティと情報：数理モデルによる解明」、日本政治学会、2012年10月7日、九州大学(福岡県)

10)Fumio Iida, "Tensions between Japanese Multiculturalism and Basic Income." International Workshop: Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State, Faculty of Economics, Doshisha University, Japan, Kyoto, 2013.5.18. (Invited lecture).

11)Fumio Iida, Is Japanese basic income possible?, Chaire Hoover Seminar (招待講演), 2012.2.21, Louvain-la-Neuve, Belgium.

〔図書〕(計34件)

1)手嶋豊、『医事法入門(第4版)』、有斐閣、2015年(4月刊行)341頁

2)安井宏樹、「ドイツ：『改革渋滞』と『21世紀型統治システム』」、佐々木毅(編)成田憲彦、藤嶋亮、飯尾潤、池本大輔、後房雄、野中尚人、廣瀬淳子、『21世紀デモクラシーの課題：意思決定構造の比較分析』、吉田書

店、2015年、219-244頁

3)川崎修、山岡龍一、広瀬巖、飯田文雄、田村哲樹、有賀誠、岡野八代、向山恭一、木部尚志、丸山正次、伊藤恭彦、岩波書店、『岩波講座 政治哲学 第6巻』、2014年、総ページ244頁(49-73頁)

4)Aya K. Abe, Ronald Dore, Sakura Furukubo, Hiroya Hirano, Fumio Iida, Yoshio Itaba, Kaori Katada, Hayato Kobayashi, Shinji Murakami, Julia Obinger, Yuki Sekine, Takashi Suganuma, Toshiaki Tachibanaki, Rie Takamatsu, Yannick Vanderborght, Toru Yamamori, Junko Yamashita, Palgrave Macmillan, Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State, 2014, 275 pages, (pp.157-168)

5)曾我謙吾、『行政学』、有斐閣、2013年、xiv+456頁。

6)大西裕・曾我謙吾・村井良太・品田裕・川中豪・浅羽祐樹・磯崎典世・高選圭、『選挙管理の政治学』、有斐閣、2013年、258頁(37-58頁および83-100頁)

7)前田陽一・本山敦・浦野由紀子、『LegalQuest 民法 親族・相続 第2版』、有斐閣、2012年

8)Kenjiro Shibuya, Die japanische Forschung zum Recht in Osteuropa (Übersetzt von Yasuhiro Okuda und Marc Dernauer), Yasuhiro Okuda, Martin Schauer, *Geschichtliche Wurzeln und Reformen in mittel-und osteuropäischen Privatrechtsordnungen*, Manzsche Verlags(Wien 2014), S.135-144.

9)渋谷謙次郎「ソ連の言語政策：その歩みと特徴」、砂野幸稔編『多言語主義再考 - 多言語状況の比較研究』、三元社、2012年、194-214頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

手嶋 豊 (TEJIMA, Yutaka)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：90197781

(2)研究分担者

赤坂 正浩 (AKASAKA, Masahiro)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：80167816

櫻庭 涼子 (SAKURABA, Ryoko)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：20362808

浦野 由紀子 (URANAO, Yukiko)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：70309417

渋谷 謙次郎 (SHIBUYA, Kenjiro)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：50346277

品田 裕 (SHINADA, Yutaka)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：10226136

飯田 文雄 (IIDA, Fumio)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：70184356

安井 宏樹 (YASUI, Hiroki)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：60396695

曾我 謙吾 (SOGA, Kengo)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：60261947

浅野 博宣 (ASANO, Hironobu)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：40261945

(3)連携研究者

()

研究者番号：